

徳島県立鳴門渦潮高等学校スポーツ施設開放規程

(目的)

第 1 条 この規程は、徳島県立鳴門渦潮高等学校 (以下「学校」という。) の教育活動に支障がない範囲において、本校スポーツ施設を広く地域に開放し、地域スポーツの振興を図るために、必要な事項を定める。

(開放施設等)

第 2 条 学校施設の開放は、野球場(雨天練習場)、第二グラウンド、柔道場、剣道場、撫養グラウンドとする。なお、撫養グラウンドについては、当分の間、夜間の開放を認めないものとする。

2 貸与物品は、学校長が必要と認める物品とするが、消耗品は貸与しない。

(開放時間)

第 3 条 開放時間は、学校の教育活動に支障がない範囲で、次のとおりとする。ただし、特別な理由があると認められたときは、この限りではない。

開放日	開 放 時 間	備 考
土曜日	午前 8 時 3 0 分から午後 8 時 3 0 分まで	
日曜・祝祭日	午前 8 時 3 0 分から午後 8 時 3 0 分まで	
学校休業日	午前 8 時 3 0 分から午後 8 時 3 0 分まで	

(使用者及び使用者登録)

第 4 条 開放施設の使用は、スポーツ活動を目的に掲げる成人を含む 10 人以上の団体に限り、許可を与える。

2 スポーツ施設の使用を希望する団体は使、用申請をする 1 週間前までに、登録申請書 (様式第 1 号) を学校長に提出し、登録を受けなければならない。ただし、下記のいずれかに該当するときは、登録されない場合がある。

(1) 私的営利を目的とする。

(2) 公共の福祉に反するおそれがある。

(3) 特定の政治団体及び宗教団体が使用する。

(4) その他、使用者として適当でないと学校長が認める。

3 学校長は、スポーツ施設管理運営委員会 (以下「委員会」という。) において、登録申請書を審査し、使用を承認した団体には登録証(様式第 2 号) を交付する。なお、委員会に関する事項は、別に定める。

4 登録団体は、登録事項に変更のあるときは、速やかに、登録事項変更届 (様式第 3

号)を学校長に提出しなければならない。

(使用の申請及び許可)

第5条 スポーツ施設の使用申請をする場合は、使用する日の2週間前までに、使用書(様式第4号)を、学校長に提出しなければならない。

2 校長は、使用許可申請書を受理したときは、その使用を許可するかどうかを決定し、
適当と認めたときは当該申請者に使用許可書(様式第5号)を交付する。

3 校長は、前項の許可に管理上必要と認められる条件を付すことができる。